

『近代英語研究』電子アーカイブ化に伴う著作権委譲に関する告知（お願い）

会員ならびに著者各位

近代英語協会（以下、「本協会」という）は、1984年の創刊以来、協会誌『近代英語研究』（以下、「本誌」という）を刊行してまいりました。これも偏に会員各位のご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、第28回大会総会（於福岡女子大学）において承認され、ニューズレター夏号においてご報告申し上げましたとおり、本協会は、直近の5号分と周年記念号を除くすべての号をアーカイブ化することとなりました。収録された論考を世界に向けて発信するため、また、年々累積していく本誌の保管場所の問題を解消するためであります。本協会事務局は、7月末以来本誌のアーカイブ化に向けて申請書類を整え、独立行政法人科学技術振興機構に申請しましたところ、同機構電子アーカイブ対象選定委員会によって、本誌創刊号から第24号までが、無料にて同機構のインターネットウェブサイト上で公開される対象誌として認定される運びとなりました。第25号以降は、刊行後5年を経過するたびに、順次公開されます。

これにあたり、電子化される論文はすべてが同機構のサーバーに保存されるため、著作権が本協会に帰属していることが条件となります。本誌の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文等の著者からその著作権（複製権、公衆送信権を含む）の許諾または譲渡を必要とします。本協会事務局は、創刊以来、すべての著作権は本協会に帰属すると考えておりますが、文言として必ずしも明確に規定されていないのが実情です。

これらの事情から、本電子アーカイブ化を進めるにあたり、創刊号以来の著作すべての著作権が本協会に帰属するものとさせていただきたく、本来ならば会員ならびに著者の皆様お一人お一人に「著作権の許諾手続き」を行うべきではございますが、当該公告を以って著作権の譲渡をお願い申し上げる次第です。

万一、本件をご承諾いただけない場合、あるいはご不審な点がある場合は、2012年3月31日までに、文書または電子メールにて本協会下記事務局にお申し出ください。本協会は、本告知が著者の皆様の目に触れることを前提としておりますが、何らかのご事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎていまして、改めて個別にご相談させていただく所存です。なお、お申し出のない場合には、ご承諾いただけたものとし、電子アーカイブとして公開する時期がまいりました段階でご論考を掲載させていただきたく存じますが、公開後の会員ならびに著者の皆様からの記事取り下げ要求に際しても柔軟に対応させていただきます。

以上、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2011年11月

近代英語協会

会長

米倉 綽

事務局長

中村不二夫

〒480-1198 愛知県愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間 1522-3

愛知県立大学外国語学部内 近代英語協会事務局

電話番号 0561-64-1111

eメール nakamura@for.aichi-pu.ac.jp